

4. 自主防災組織および個人の日頃の取り組みと発災時の行動

(1) 日頃の取り組み

災害時の被害発生及び拡大を防止するためには、日頃から出火防止など災害に備えて準備しておくことが大切です。

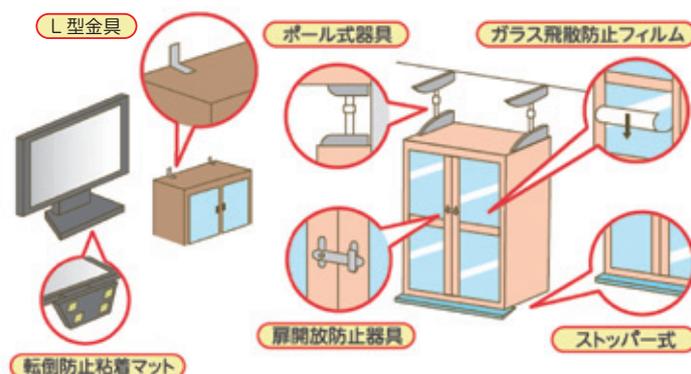
各家庭での取り組みを進めることが肝心です。

○出火防止

- ・ガス栓は揺れが収まってから止める(マイコンメーターでガス停止)
- ・消火器の設置
- ・火気使用設備器具の整備及び周辺の整理整頓
- ・可燃性危険物品(カセットボンベ・石油ストーブなど)の保管状況の把握

○家具転倒防止器具の取り付け

- ・安全対策として、家具の設置場所の変更や転倒防止器具取り付け(特に、中・高層住宅は家具類の転倒の危険性が高い)



[マンションで特に想定される被害と対応例]

- ・停電等によるエレベーターの停止(閉じ込め)
- ・家具・冷蔵庫等の転倒によるケガ
- ・玄関ドアが変形等で開かなくなる
- ・断水、排水設備の破損でトイレが使えない

[対応例]

- ◇閉じ込め対応キットの設置
- ◇家具の固定
- ◇避難路(ベランダ)の確保
- ◇食料、水、携帯トイレの準備



(2) 災害時の取り組み

【地震】

① 災害発生当初の行動

- ・机、テーブルの下に潜るなどして、まず自身の頭や体を守る。
- ・室内においても、スリッパ、靴をはき足を守る。
- ・都市ガスは震度5相当以上でほとんどのご家庭で自動的に遮断されますが、ガスの元栓を閉め復旧時の二次災害に備える。
- ・避難時は、電気器具等は電源を切りブレーカーを落とし、通電火災等の発生を防止する。
- ・玄関のドア、扉を開け避難路を確保する。
- ・家族、親類等の安否を確認する。
- ・室内、家屋の安全を確認する。
- ・災害の情報を取得する。



② 安否確認

- ・自分と家族に被害が無い場合、白いタオルなどを玄関やドアノブなどに掛け安否を知らせる。
- ・町会責任者は町会別集合場所で町会役員に安否確認を実施させ、それを把握する。
- ・安否が不明な時は、救出・救護班と一体となり、救出・救護活動を行う。
- ・地域外に避難する場合には、町会別集合場所にいる班長、町会役員等へ避難先(連絡先等を含む)を伝える。



③ 初期消火

- ・火災発生発見時は大声で隣近所に伝え、応援をもらおうと共に、消火器等にて初期消火に努める。
- ・マンション等の集合住宅の場合は非常ベル等で知らせる。
- ・火が大きくなり、消火が困難な時は、初期消火を中止し、身の安全を守るため避難する。
- ・要配慮者の誘導支援をする場合には、風上方向へ避難させる。
- ・可搬式ポンプ等が準備できれば使用する。



④救出・救護活動

- 救出・救護が必要な場合は、救出・救護班を中心に地域の住民や事業所が協力し合って活動する。
- フォークリフトやバール等、救助に活用できる有用な資機材は日頃から所有者や事業所に相談しておく。



⑤避難行動

- 町会別集合場所へ集合した住民のうち、家屋の倒壊などで自宅での生活ができない住民は、災害時避難所の海老江西小学校へ避難する。



【水害等】

災害の発生時の行動

- テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を収集する。
- 水害、河川の氾濫が危ぶまれるときは、避難の準備等を早めに済ます。
- 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は早めの避難を開始する。
- 「避難勧告」「避難指示(緊急)」発令時は落ち着いて、直ちに避難する。
- 夜間又は、風雨が激しい時は、無理をせず、2階以上の安全な場所に避難する。



●大阪市からの避難情報について

大阪市では、防災スピーカーや携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールなどにより、必要な場合に避難情報を発令します。

